

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の
制定について

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例を次のように定める。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき、この市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

（設備基準）

第2条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室，微生物検査室，事務室等を設けること。
- (2) 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

（職員の配置基準）

第3条 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 藤沢市食品衛生法の施行に関する条例（平成17年藤沢市条例第31号）は、廃止する。

提案理由

この条例を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。